

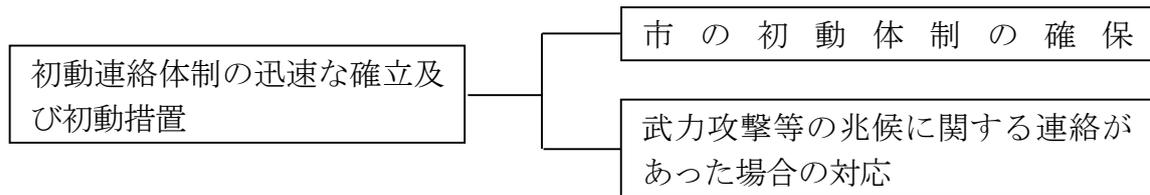
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このような場合においても、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。



第1 市の初動体制の確保

1 情報収集体制

市は、地域内や周辺の海域において、危機事象や武力攻撃災害の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたもの本市に対して対策本部設置の指定がない場合で、危機管理監が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関との連絡体制を確保する。

2 市危機対策本部等の設置

(1) 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県、県警察及び消防機関に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、市危機対策本部を設置する。

市危機対策本部は、市国民保護対策本部の対策部、班に準じる体制により構成する。

(2) 市危機対策本部は、消防機関等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機対策本部を設置した旨について、県及び市議会に連絡を行う。

この場合、市危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

3 初動措置の確保

市は、市危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災対法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。市は、警職法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

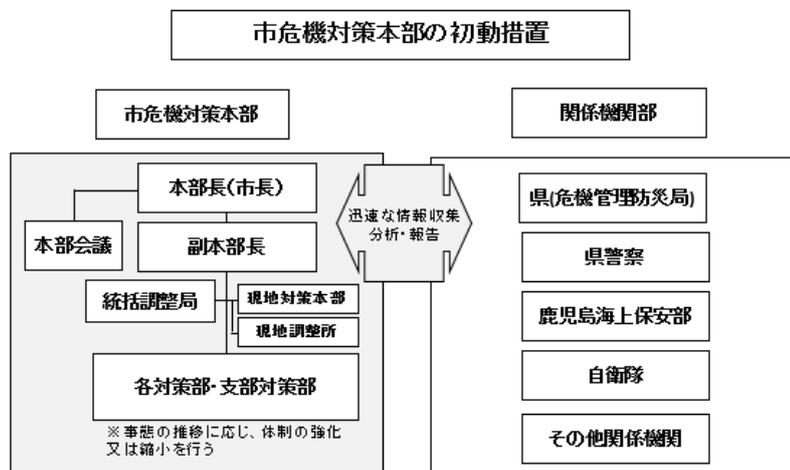
4 関係機関への支援の要請

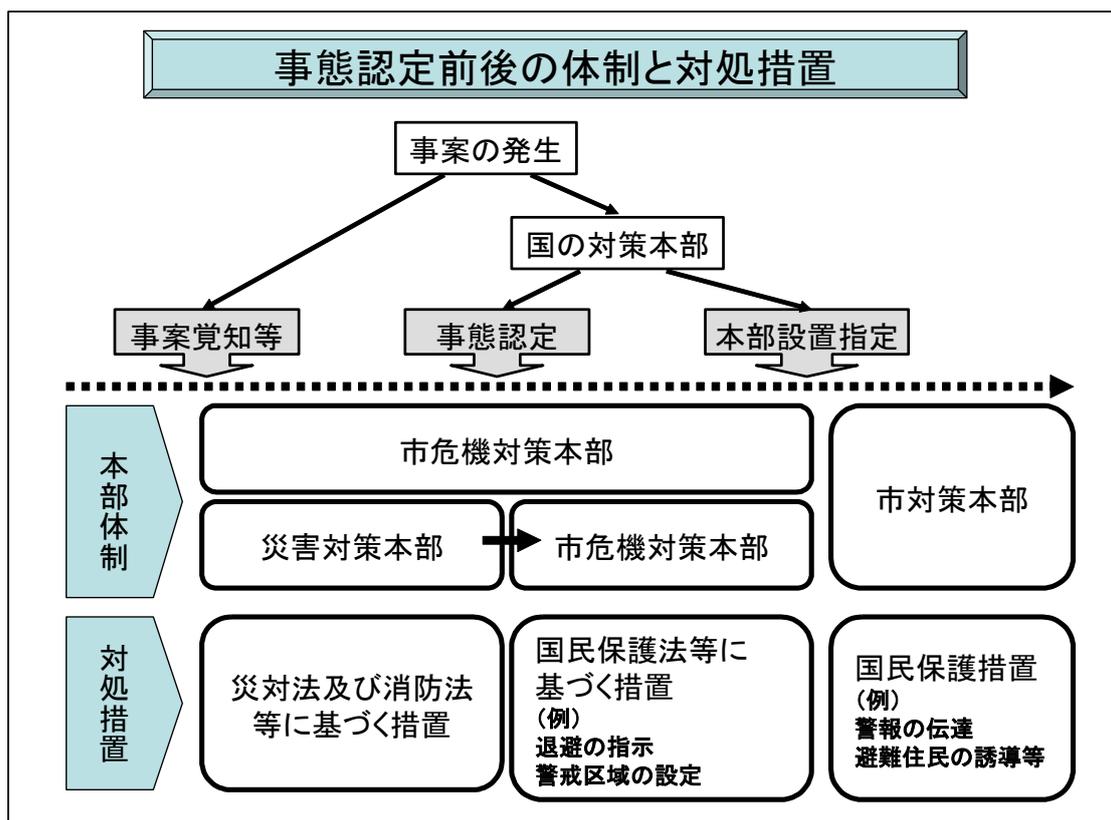
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

5 市国民保護対策本部への移行に要する調整

市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機対策本部は廃止する。

市対策本部の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。





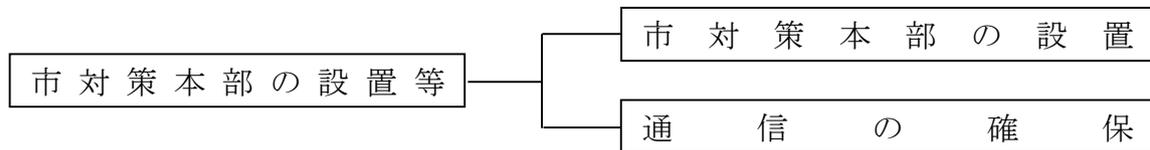
第2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。



第1 市対策本部の設置 (法 27～30 関係)

1 市対策本部の設置の手順(法 27①関係)

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(4) 市対策本部の開設

市対策本部は、原則として本庁舎7階（701・702 会議室）に開設するとともに、市対策本部室に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により指定した予備施設の中から市対

策本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法 26②関係）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織構成及び機能（法 28④関係）

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

(1) 市対策本部の構成

① 市対策本部は、市対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長、及び本部員で構成する。

本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

本部員は、各部局長等及び危機管理監をもって充てる。

なお、市長に事故や不測の事態があった場合には、副市長、市長公室長及びあらかじめ指定した部長の順で市長に替わる意思決定を行う。

② 市対策本部に対策部を置き、各対策部のもとに、各課ごとの職員で構成される班を置き、その所掌事務は、表「市対策本部の対策部・班等の所掌事務」に掲げるとおりとする。

③ 市対策本部に統括調整局を置き、その所掌事務は、表「市対策本部の対策部・班等の所掌事務」に掲げるとおりとする。

(2) 市対策本部会議

① 本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、市対策本部会議を招集する。

② 市対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

③ 本部会議は、次の事項について協議・報告する。

ア 国や県の指示に関する事項

イ 市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項

ウ 国、県、他市町村、その他防災機関との連絡調整に関する事項

エ 市の被災状況及び国民保護措置の実施状況に関する事項

オ 指定公共機関等との連携推進に関する事項

カ 国、県及び関係機関に対する応援要請に関する事項

キ その他、重要な国民保護措置に関する事項

4 本部長の権限（法 29⑤～⑩関係）

本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置

の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法 29⑤関係）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法 29⑥⑦関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法 29⑧関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法 29⑨関係）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法 29⑩関係）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

5 支部対策部

市対策本部に支部対策部を置き、支部長は、各総合支所長及び隼人地域振興課長をもって充てる。

支部対策部の設置は、本部長が指示する。

各支部対策部の所掌事務は、表「市対策本部の対策部・班等の所掌事務」に掲げるとおりとする。

6 市現地対策本部の設置（法 28⑧関係）

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるとき

は、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

7 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

8 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、次のとおり市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

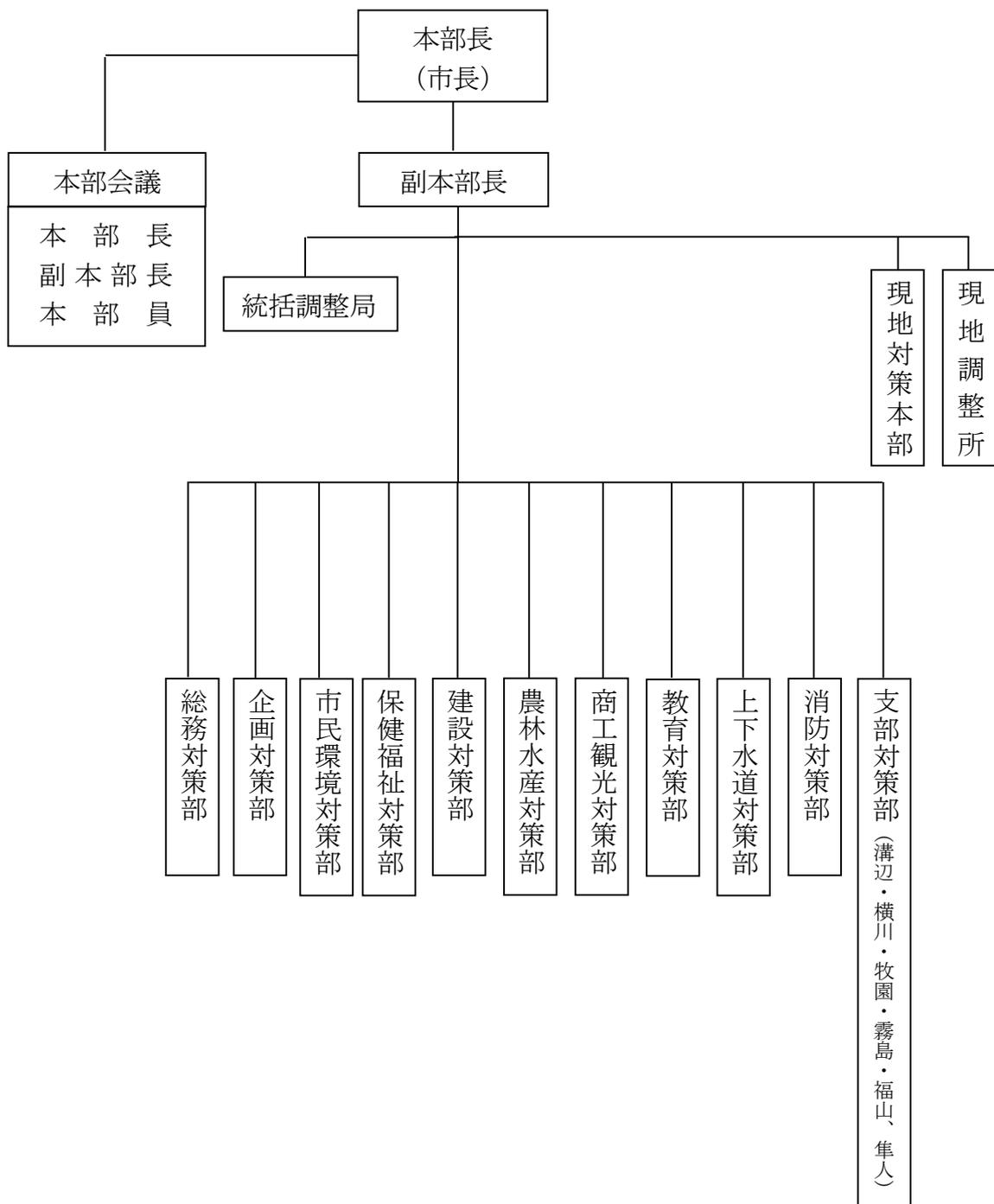
- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

9 市対策本部の廃止（法 30 関係）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市長は、市対策本部を廃止したときは、県及び市議会に市対策本部を廃止した旨を連絡する。

図 市対策本部の組織



- ※ 各対策部は、互いに連携するとともに各対策部の要員は状況に応じ必要な増員を行うことができる。
- ※ 緊急対処事態対策本部には、上記の対策部の中から状況に応じて必要な対策部を設置する。

表 市対策本部の対策部・班等の所掌事務

部	班	課名	所掌事務
共通事項			1 市国民保護措置の実施に関する事。 2 対策本部長の特命に関する事。
統括調整局	総括班	○安心安全課	1 市国民保護措置の総括に関する事。 2 市対策本部及び市現地対策本部の設置・運営に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 総合防災システムによる県への報告に関する事。 5 警報の内容の伝達、緊急通報の内容の伝達、退避の指示及び警戒区域の設定等に関する事。 6 避難実施要領の作成に関する事。 7 避難所施設及び収容施設等の運営体制に関する事。 8 防災行政無線等通信の運用及び保守に関する事。 9 特殊標章等（消防関係者を除く）の交付・許可に関する事。 10 避難施設、集合施設等の調整に関する事。 11 対策本部室に配置される連絡員の業務に関する事 12 その他、他の対策部に属さない事務に関する事。
	情報収集整理班	○企画政策課 地域政策課	1 被災情報の収集及び実施した措置の収集・伝達・記録に関する事。 2 避難住民の情報収集に関する事。
	応急対策班	○(兼)危機管理監	1 対処方針、主要対策の実施構想、措置事項などの検討、調整、報告に関する事。 2 国、県、他市町村、各防災関係機関及び各対策部・支部との連絡・調整並びに県への各種要請に関する事。 3 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 4 緊急対応を要する災害対応業務及びそのために召集された職員の統括・調整に関する事。
	秘書広報班	○秘書広報課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 武力攻撃災害視察に関する事。 3 広報活動に関する事。 4 武力攻撃災害記録写真撮影に関する事。 5 報道機関への対応に関する事。 6 市のホームページに関する事。 7 SNSに関する事。（発信と受信内容の確認）

	緊急支援班	○ゾパーク推進課 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 工事契約検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部・班の支援に関すること。 2 避難住民の誘導・案内に関すること。
総務対策部	総務班	○総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務対策部の総括に関すること。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 3 武力攻撃災害等時における人員の動員及び調整に関すること。 4 地方公共団体及び関係機関に対する応援派遣及び人的受援時の調整に関すること。 5 職員及び職員家族の安否、及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 6 職員の災害補償に関すること。 7 職員の健康管理に関すること。 8 武力攻撃災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関すること。 9 避難所配置職員の派遣に関すること。 10 被災調査のとりまとめに関すること。
		○財産管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通行車両及び輸送車両の配車計画に関すること。 2 庁舎、私有財産等の被害調査に関すること。
	財産管理班	○財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策に必要な経費の予算経理に関すること。 2 武力攻撃災害等復旧対策に関する資金収支に関すること。 3 災害対策用品の出納に関すること。 4 市対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関すること。
		○会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受領、保管及び配分に関すること。 2 拠出者等に対する礼状等の発送に関すること。 3 国民保護措置に係る現金の出納に関すること。
		物資供給班	○税務課 収納課

	議会対策班	○議事調査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員への被災概況等の速報及び連絡調整に関すること。 2 その他議会対策に関すること。
	受援班	○（兼）総務課長	※霧島市地域防災計画 別冊「霧島市受援計画」による。
企画対策部	情報収集整理班	○企画政策課 地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画対策部の総括に関すること。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 3 市が有する交通機関及び公共交通機関の運行状況の把握に関すること。 4 指定地方公共機関の輸送能力の把握に関すること。 5 武力攻撃災害等報告書の作成に関すること。
		○情報政策課 DX推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報及び住民情報等のデータ管理に関すること。 2 行政データのバックアップに関すること。 3 対策本部内のパソコン運用に関すること。
市民環境対策部	市民班	○市民活動推進課 市民課 スポーツ・文化振興課 国民体育大会推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民環境対策部の総括に関すること。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関すること。 3 全避難者の状況把握に関すること 4 地区自治公民館長等及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 5 外国人に対する被災情報に関すること。 6 市民班内の所管に係る応急復旧に関すること。 7 遺体安置所に関すること
	避難所支援班		<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営状況把握及び避難所との連絡に関すること。
	清掃班	○環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害地のし尿汲み取り及び廃棄物の運搬処分計画並びに実施に関すること。 2 ごみ収集計画に関すること。 3 被災に伴う公害の処理調査及び毒物・劇物の被害状況調査に係る保健所との連絡調整に関すること。 4 被災地域の消毒、除染及び防疫に関すること。 5 遺体の埋火葬に関すること。 6 動物保護対策に関すること。 7 清掃班内の所管に係る被災情報等の調査収集に関すること。

保健福祉対策部	福祉班	○保健福祉政策課 生活福祉課 子育て支援課 長寿・障害福祉課 保険年金課 こども・くらし相談センター 新型コロナウイルス対策接種対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉対策部の総括に関する事。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関する事。 3 救援事務の総括に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 安否情報の収集・報告・提供に関する事。 6 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 7 福祉団体やボランティアとの連絡調整に関する事。 8 要配慮者等の情報収集、情報提供及び避難支援に関する事。 9 福祉避難所の開設及び状況把握に関する事。 10 遺体の収容に関する事。 11 武力攻撃災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事。 12 応急仮設住宅等収容施設の入居調整に関する事。 13 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関する事。
	救護班	○健康増進課 すこやか保健センター こども発達サポートセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関との連絡調整に関する事。 2 巡回医療支援及び救護所の設置及び運営に関する事。 3 災害用医薬品及び災害対策資機材(対 NBC を含む)に関する事。 4 感染症の発生予防対策に関する事。 5 保健師の派遣に関する事。 6 消毒医薬品等の準備・配布に関する事。 7 被災時における衛生広報に関する事。 8 食品衛生に係る保健所との連絡調整に関する事。 9 医療救護、助産に関する事 10 救護班内の所管に係る被災情報等の調査収集に関する事。 11 避難所の衛生管理等の巡回指導に関する事。
	建設対策部	土木施設班	○建設政策課 建設施設管理課 土木課

	建築都市施設班	○建築住宅課 建築指導課 都市整備課 区画整理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。 2 被災市営住宅の応急処置に関する事。 3 市営住宅の供給に関する事。 4 応急仮設住宅の供給建設、供与に関する事。 5 被災住宅の復興資金に関する事。 6 避難路、輸送路の確保に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 避難所に対する仮設トイレ等の設置に関する事。 9 建築工事関係者との連絡調整に関する事。 10 建築都市施設班内の所管に係る被災情報等の調査収集に関する事。
農林水産対策部	農政畜産班	○農政畜産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産対策部の総括に関する事。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関する事。 3 農作物の病虫害及び家畜等伝染病の防除に関する事。 4 畜産施設等の応急復旧に関する事。 5 各農業協同組合との連絡調整に関する事。
	林務水産班	○林務水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 山林及び漁港の応急復旧に関する事。 2 各漁業協同組合並びに各森林組合との連絡調整に関する事。 3 林務水産班内の所管に係る被災情報等の調査収集に関する事。
	耕地施設班	○耕地課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業用施設等の応急復旧に関する事。 2 土地改良区等への連絡調整に関する事。 3 耕地施設班内の所管に係る被災情報等の調査収集に関する事。
商工観光対策部	商工観光班	○商工振興課 観光PR課 商工観光施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光対策部の総括に関する事。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関する事。 3 商工会議所等との連絡調整に関する事。 4 国分公共職業安定所との連絡調整に関する事。 5 民間企業等のボランティアとの連絡調整に関する事。 6 商工観光関係施設の応急復旧に関する事。 7 観光客に対する被害情報の提供に関する事。 8 民間企業からの食糧、物資の調査・調達計画に関する事。 9 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事。 10 関平鉱泉飲料水の確保に関する事。

教育対策部	教育班	○教育総務課 学校教育課 学校給食課 社会教育課 国分図書館 国分中央高等学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育対策部の総括に関する事。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関する事。 3 教育施設等の応急復旧に関する事。 3 児童、生徒等の避難及び安全確保に関する事。 4 学校教育施設等での避難住民の受け入れ調整及び協力に関する事。 5 教職員の動員に関する事。 6 史跡・文化財の保護に関する事。 7 学校給食に関する事。 8 教材等の調達及び施設、職員の確保に関する事。 9 災害後の教育環境・保健衛生に関する事。 10 所管の避難所等施設の開設及び管理に関する事。
上下水道対策部	水道施設班	○上下水道総務課 水道工務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道対策部の総括に関する事。 2 部内の所管に係る被災情報等の調査収集及び統括調整局長、県への報告に関する事。 3 水道関係施設の災害対策及び応急復旧に関する事。 4 被災地の給水計画に関する事。 5 飲料水の確保、給水に関する事。 6 水質管理に関する事。 7 上水道の汚染対策に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。
	下水道施設班	○下水道工務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道関係施設の応急復旧に関する事。 2 災害時のし尿処理、その他環境衛生の応援に関する事。
消防対策部	消防班	○警防課 総務課 予防課 情報司令課 中央消防署 北消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 霧島市消防局の定める「霧島市消防計画」による。 2 消防機関に対する特殊標章等の交付に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。

支 部 対 策 部	○支所及び隼人 市民サービスセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部管内の災害対策の総括に関する事。 2 支部管内の関係機関との連絡調整に関する事。 3 被災情報の収集、連絡及び警報の伝達等に関する事。 4 支部職員の動員・配備についての調整に関する事。 5 避難所との連絡調整に関する事。 6 支部管内の有線放送施設等の運用に関する事。 7 市対策本部との連絡調整及び報告に関する事。 8 支部各班との連絡調整に関する事。 9 他の班の所管に属さない事務に関する事。
-----------------------	-----------------------	--

注：○印のある課が責任班長となる。

注：対策本部室に配置する連絡員の業務及び留意事項はおおむね次のとおりとする。

・連絡員の業務

- 1 本部長等の命令、指示の伝達連絡
- 2 本部会議と各部の連絡及び部相互連絡調整
- 3 各部の関係被害報告の収集等

・留意事項

- 1 連絡員は、積極的に相互協力を行い被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 連絡員において措置することが困難な事項については、速やかに各対策部主管班長に連絡し、円滑な処理を図るものとする。

第2 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、きりしま防災・行政ナビ等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線、コミュニティ無線、電話等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

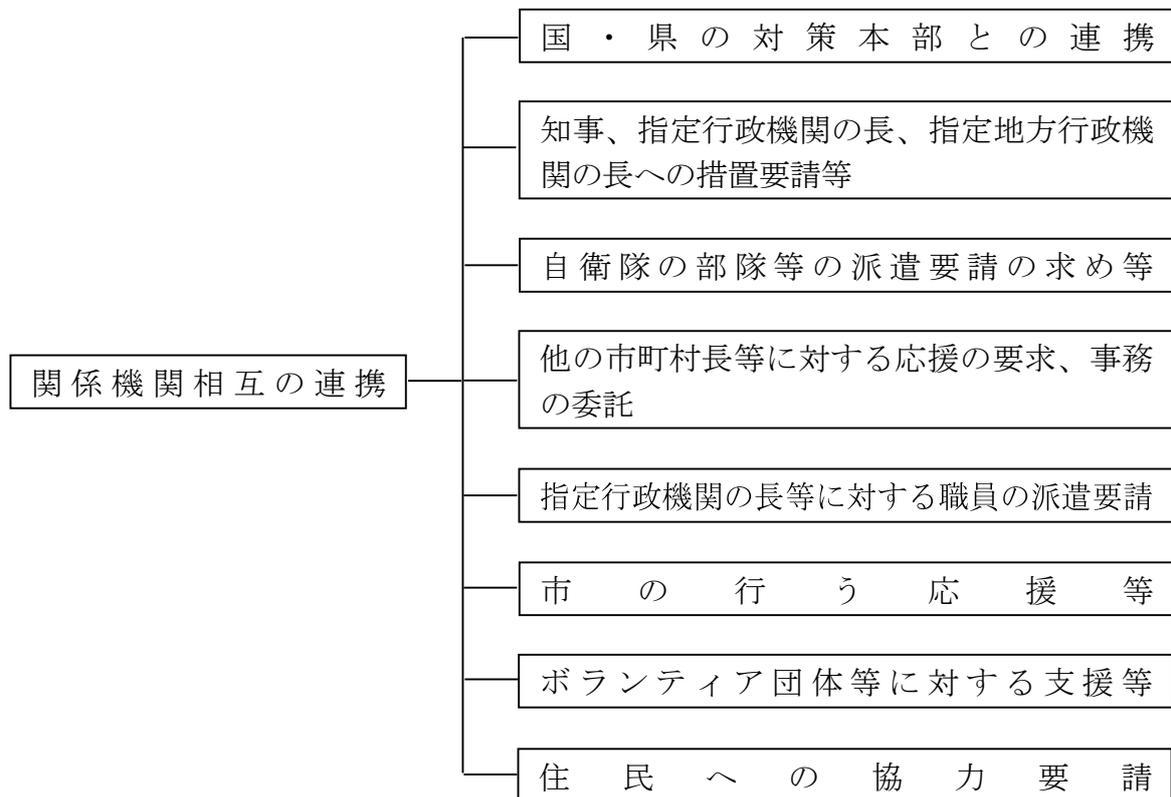
また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる近新党の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要因等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 国・県の対策本部との連携 (法3④関係)

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

第2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請（法16④関係）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

（法16⑤関係）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法21③関係）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法20 関係）

1 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員である隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

2 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託（法17～19 関係）

1 他の市町村長等への応援の要求（法17 関係）

(1) 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場

合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求（法 18 関係）

市長等は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託（法 19、令 4 関係）

(1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

①委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

②委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

(2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

第 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法 151～153 関係）

1 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 市は、1 の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1 の職員の派遣について、あつせんを求める。

第 6 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等（法 17、19 関係）

(1) 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の

事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21②関係）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第 7 ボランティア団体等に対する支援等（法 4③関係）

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第 8 住民への協力要請（法 4 関係）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるもので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

① 避難住民の誘導（法 70 関係）

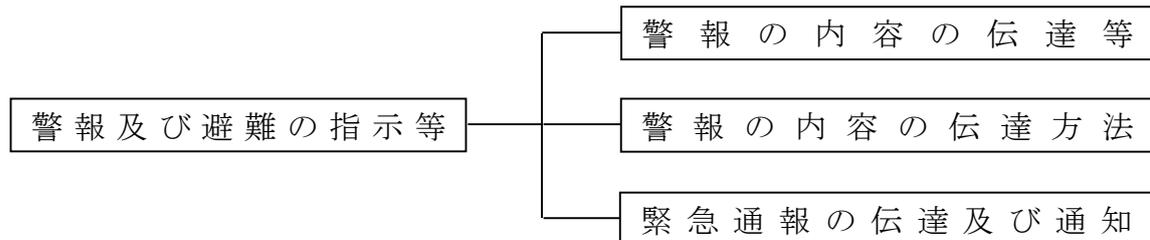
② 避難住民等の救援（法 80 関係）

- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
(法 115 関係)
- ④ 保健衛生の確保 (法 123 関係)

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 警報の内容の伝達等 (法47関係)

1 警報の内容の伝達

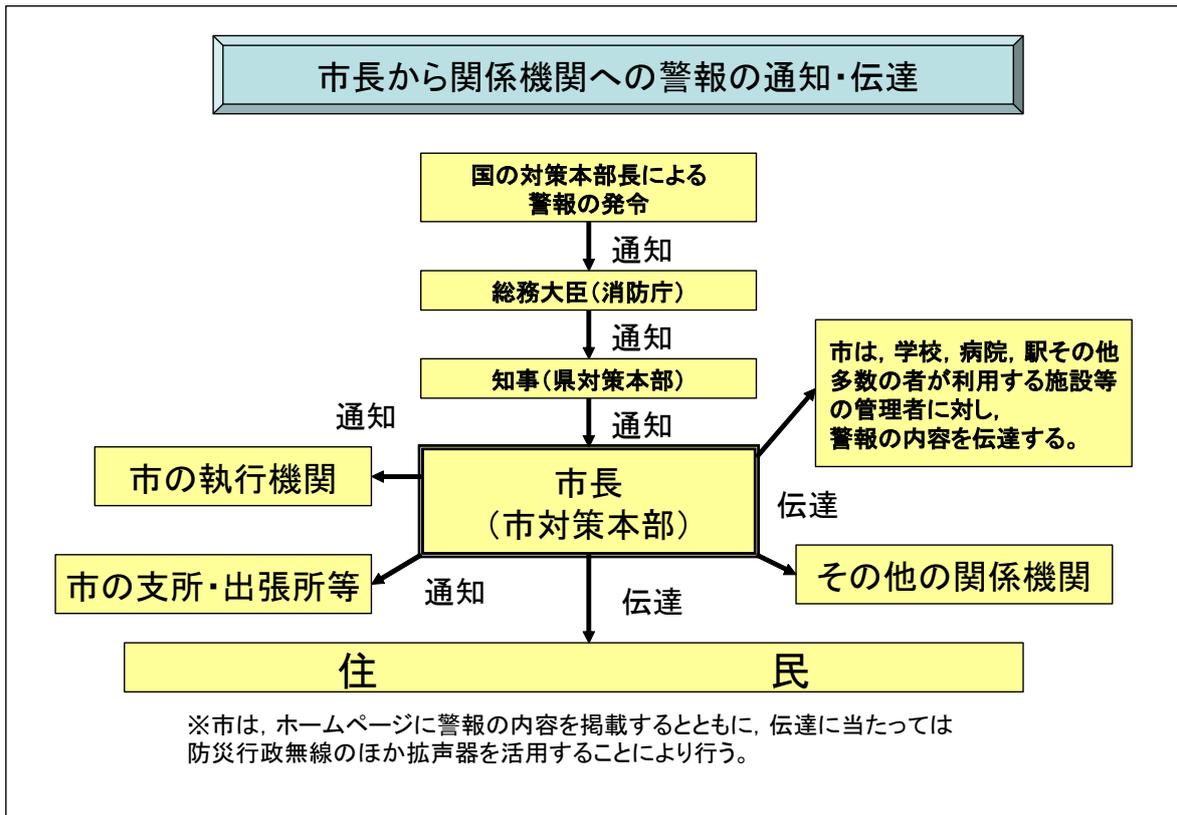
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、地区自治公民館・自治会、市社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）及び市が所管する多数の者が利用する施設等の管理者に対しても警報の内容を伝達する。

2 警報の内容の通知

(1) 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

(2) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city-kirishima.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。



第2 警報の内容の伝達方法 (法47関係)

- 1 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 等を活用し、本市へ伝達される。市は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
 - (1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
 - ① 原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - ② 防災行政無線の他、きりしま防災・行政ナビ、本市ホームページ、電話、FAX等現有の通信手段で警報の内容の伝達を行う。
 - (2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線、きりしま防災・行政ナビ、本市ホームページ等の手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をきりしま防災・行政ナビ等により、周知を図る。

2 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の保有する手段を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災及び保健福祉対策部との連携の下で迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

4 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

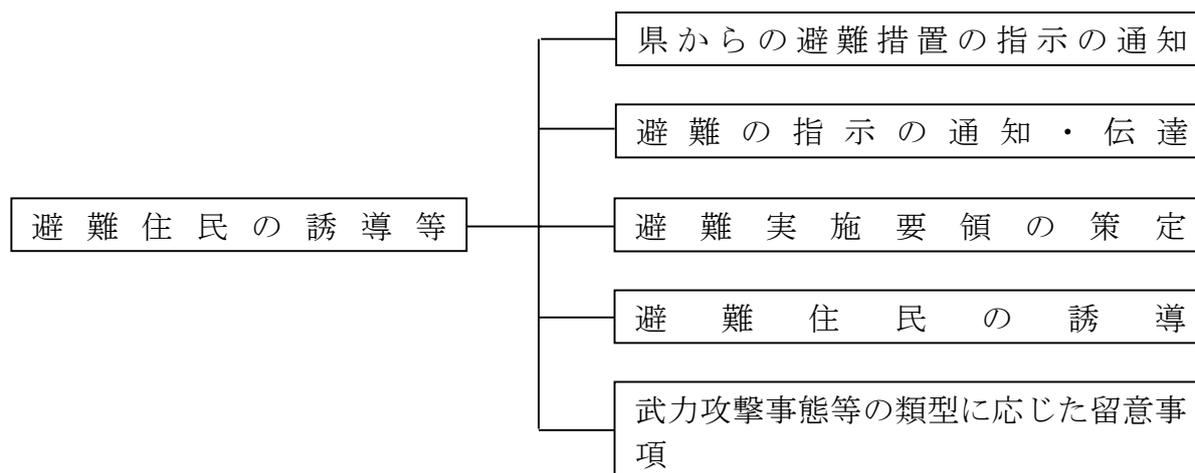
第3 緊急通報の伝達及び通知

知事は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令することとされている。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める



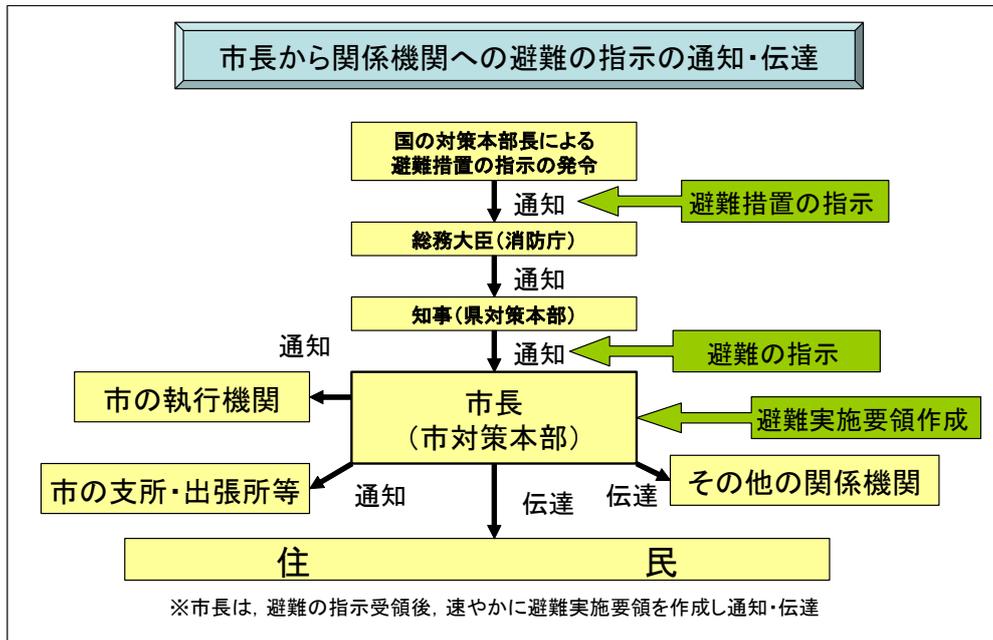
第1 県からの避難措置の指示の通知

- 1 市長は、県を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡する。
- 2 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

第2 避難の指示の通知・伝達 (法54④関係)

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



第3 避難実施要領の策定 (法 61 関係)

1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

2 県国民保護計画の避難実施要領の記載項目

(1) 避難実施要領作成の際の留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認

識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする場合もある。

避難実施要領の項目ごとの留意事項は次のとおり。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、地区自治公民館等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：霧島市国分郡田の住民は地区自治公民館を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：霧島市国分中央にある国分小学校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：霧島市国分運動公園多目的グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、JR 鉄道○○線 AA 駅より、○月○日の 15：30 より 60 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導に従って、徒歩で B 市立 B1 高校体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先

的

に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。）

⑨ 観光客等への対応

観光客等の避難誘導を円滑に実施するために、観光関係の団体や宿泊施設等に協力を要請するなど、観光客等への対応方法を記載する。

（例：観光客等の避難誘導に際しては、観光関係の団体や宿泊施設等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。）

⑩ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

（例：避難の実施時間の経過後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。）

⑪ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、そのための支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は、○月○日18：00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。）

⑫ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

（例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

（例：緊急連絡先：市対策本部 TEL 0×-××52-××53）担当○田×夫）

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

③ 避難住民の把握

④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定

⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選

- 定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

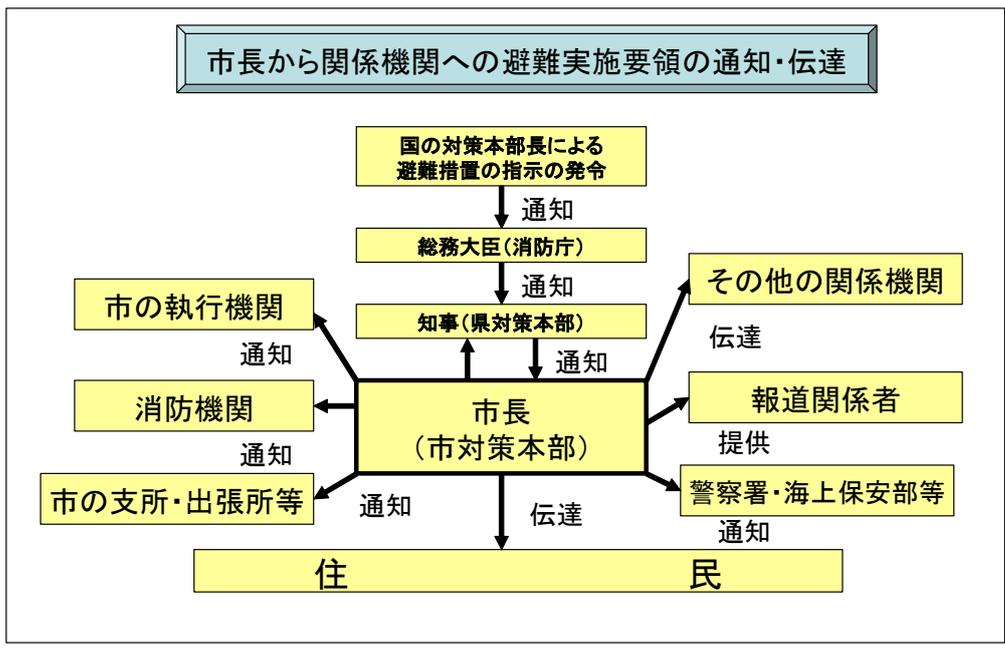
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるように、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

3 避難実施要領の内容の伝達等（法61③関係）

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、県、市の区域を管轄する消防局長、警察署長、鹿児島海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



第4 避難住民の誘導 (法 62 関係)

1 市長による避難住民の誘導 (法 62 関係)

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員、消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、地区自治公民館・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携 (法 63、64 関係)

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や地区自治公民館長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

7 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、地区自治公民館、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

8 残留者等への対応（法 66 関係）

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

9 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

10 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

① 危険動物等の逸走対策

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

11 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

12 県に対する要請等（法 18 関係）

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

13 避難住民の運送の求め等（法 71、72 関係）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

14 避難住民の復帰のための措置（法 69 関係）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

【参考：避難の実施体制（法 52、54、61～64 関係）】

	実施責任者	内 容	実施の基準
避難措置の指示	国の対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の指示 避難先地域の指示 関係機関が講ずべき措置の概要の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難が必要であると認めるとき
避難の指示	知事	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の指示 避難先地域の指示 関係機関が講ずべき措置の概要の指示 主要な避難経路の指示 避難のための交通手段の指示 その他の避難の方法の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 国の対策本部長が避難措置の指示をしたとき 知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき
避難住民の誘導	市長	<ul style="list-style-type: none"> 上記避難の指示の伝達 避難実施要領の策定 避難実施要領の内容の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 知事が住民に対し避難の指示をしたとき
	市の職員 消防団員	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が避難誘導を実施するとき
	消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が避難誘導を実施するとき
		<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止、退去の措置 道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官又は海上保安官がその場にいるとき
	警察官	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 立入禁止、退去の措置 道路上の車両等の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 市長の要請があったとき 知事の要請があったとき
	海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 立入禁止、退去の措置 航路障害物の除去等 	<ul style="list-style-type: none"> 市長の要請があったとき 知事の要請があったとき
	自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導 警告、指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市長の要請があったとき 知事の要請があったとき
<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止、退去の措置 道路上の車両等の除去 		<ul style="list-style-type: none"> 警察官又は海上保安官がその場にいるとき 	

第5 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項

1 着上陸侵攻の場合

- (1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、市は、県の避難の指示や国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

- (2) 市は、大規模かつ広域的住民避難に伴う混乱発生の防止に努め、県警察との交通規制に関する調整を適宜実施するとともに、早期に広範な地域の住民を避難させるための輸送力の確保に努める。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- (1) 県の対策本部長による避難の指示が行われた場合には、市は、早急に避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

なお、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に避難させる。

- (2) 市長は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、県の対策本部長による避難措置の指示や知事の避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

- (3) 市長は、避難住民の誘導に際しては、県、県警察、鹿児島海上保安部及び自衛隊との連携を図る。

3 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

- (2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難の指示の内容に沿った避難住民の誘導を行う。

※ 弾道ミサイルについては、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の弾着地は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があるものとして対応する。

4 急襲的な航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

5 NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させたり、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用したり、マスク等を着けさせる等安全の措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して当該避難の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

(1) 核攻撃等の場合

- ① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、堅ろうな施設等に避難させ、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用するなどの指示を行い、その後、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
- ② 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
- ③ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、関係機関は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。
- ④ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の堅ろうな施設等に避難させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

- ① 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。
- ② ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

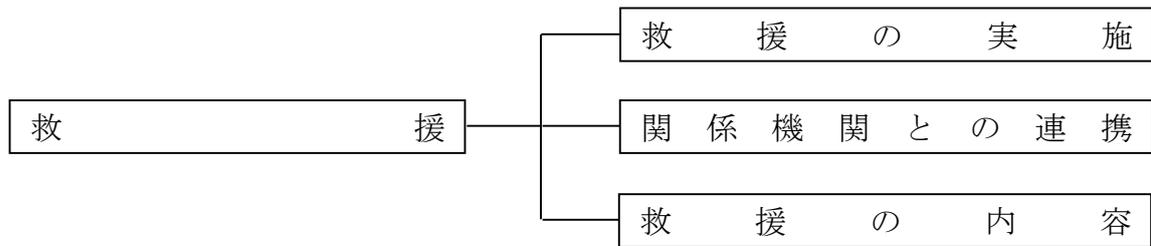
(3) 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

化学剤は、一般的に空気より重いため、関係機関は、可能な限り高所に避難させる。

第5章 救援

市は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行う救援に関する措置を補助する必要がある。また、知事から救援に関する措置を講ずべき指示があった場合には、市長は、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容や実施方法等について、以下のとおり定める。



第1 救援の実施

1 救援の実施（法76関係）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2 関係機関との連携

1 県への要請等（法 16、18 関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社鹿児島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め（法 79 関係）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3 救援の内容

1 救援の基準等（法 75③、令 10、11 関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

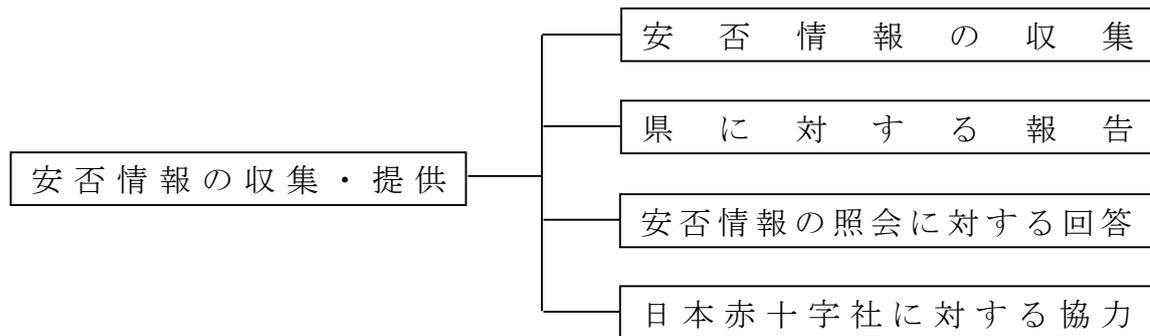
2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

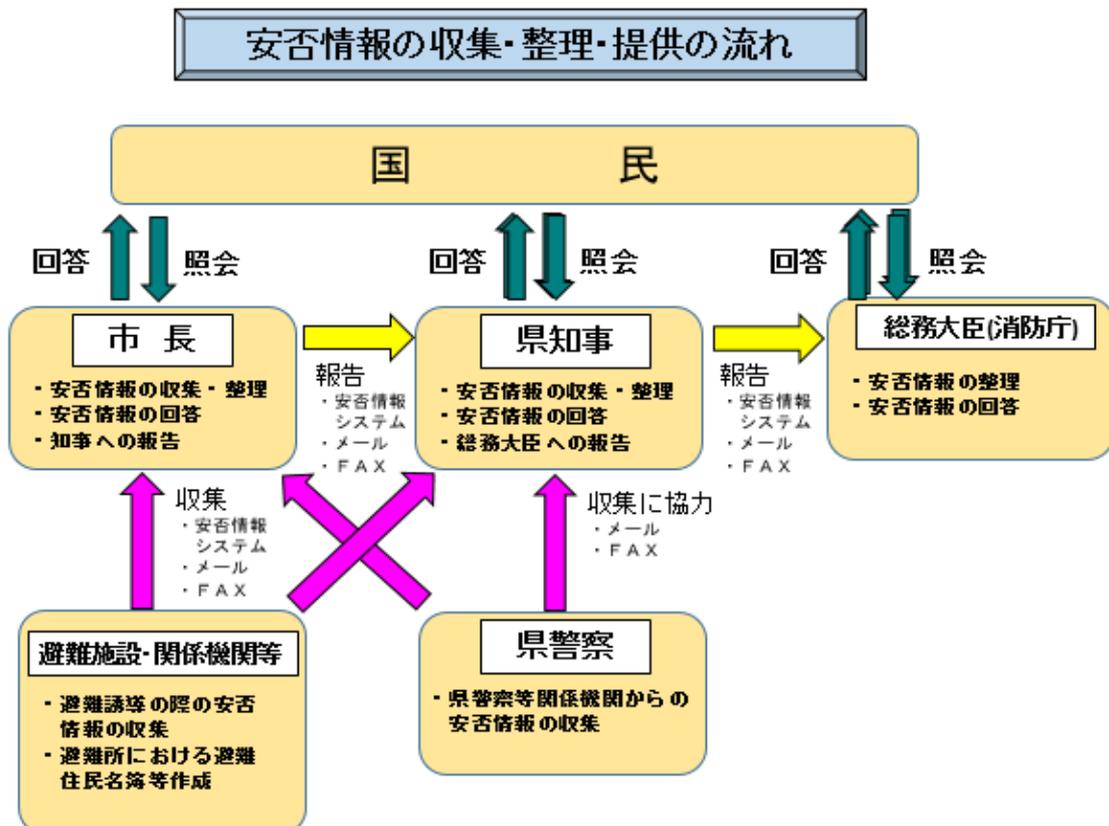
第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



第1 安否情報の収集 (法 94、令 23～25①関係)

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集項目

(1) 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所（郵便番号を含む）
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しないものに限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 現在の居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 安否情報の回答等についての希望等
 - ア 親族・同居者への回答の希望
 - イ 知人への回答の希望
 - ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意

(2) 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑪ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑫ 遺体が安置されている場所

2 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察、指定地方公共機関等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号（避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民用）及び様式第 2 号（武力攻撃災害により死亡した住民用）の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

3 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (〇を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	①被紹介者の親族又は同居者であるため。 ②被紹介者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他()	
備 考		
被紹介者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 其他()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないでください。

2 安否情報の回答

- (1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情

報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

(3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 紹 介 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
負傷又は疾病の状況		
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4 日本赤十字社に対する協力 (法 96 関係)

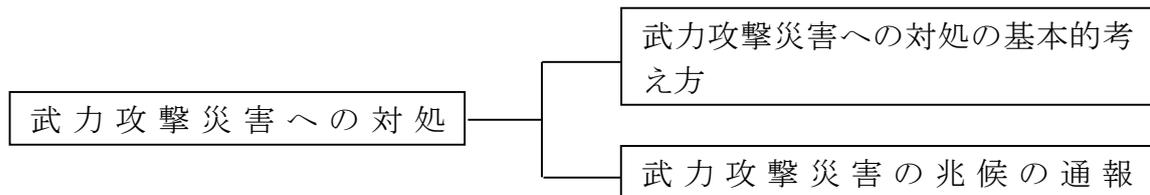
市は、日本赤十字社鹿児島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3-2（安否情報の回答）及び3（個人の情報の保護への配慮）と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。



第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (法97②、⑥関係)

1 武力攻撃災害への対処 (法97②関係)

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる。

2 知事への措置要請 (法97⑥関係)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保 (法22 関係)

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や資機材の活用等、安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報 (法98 関係)

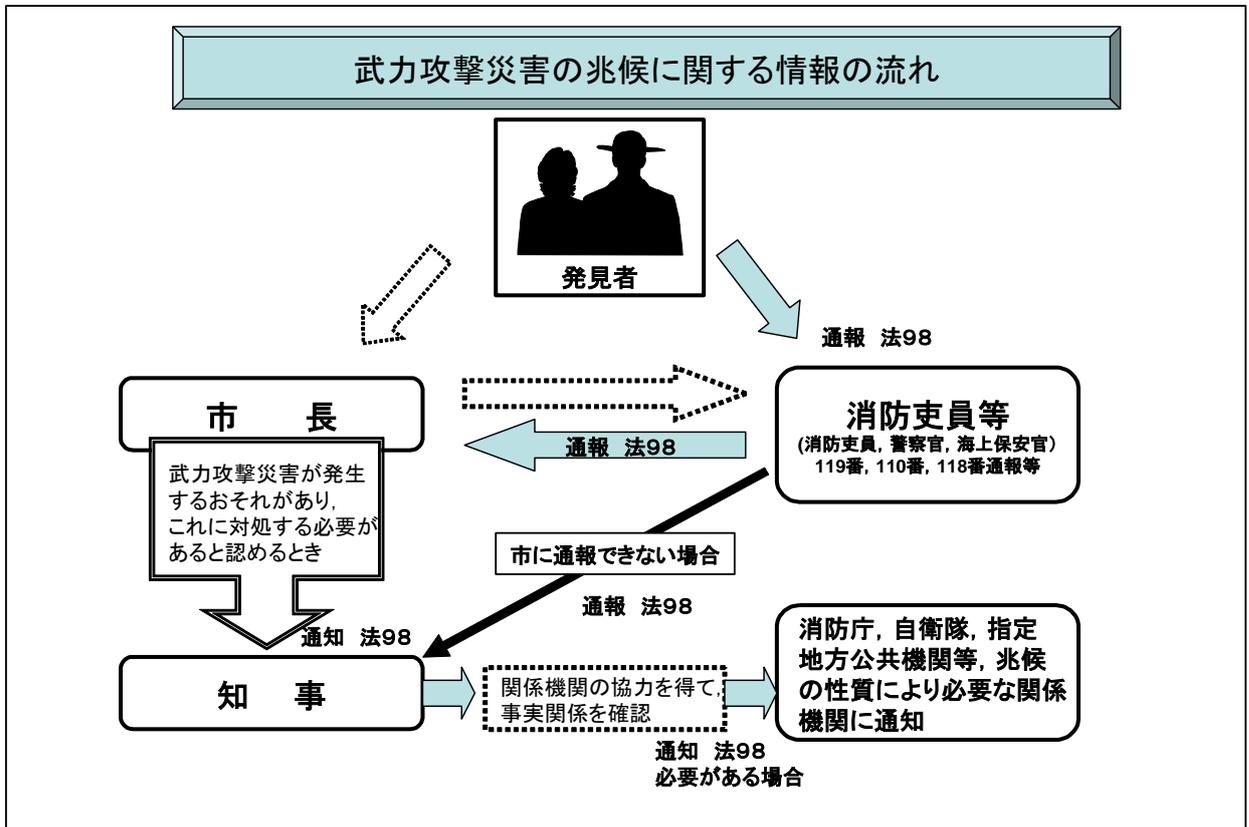
1 市長への通報 (法98②関係)

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

2 知事への通知（法 98③関係）

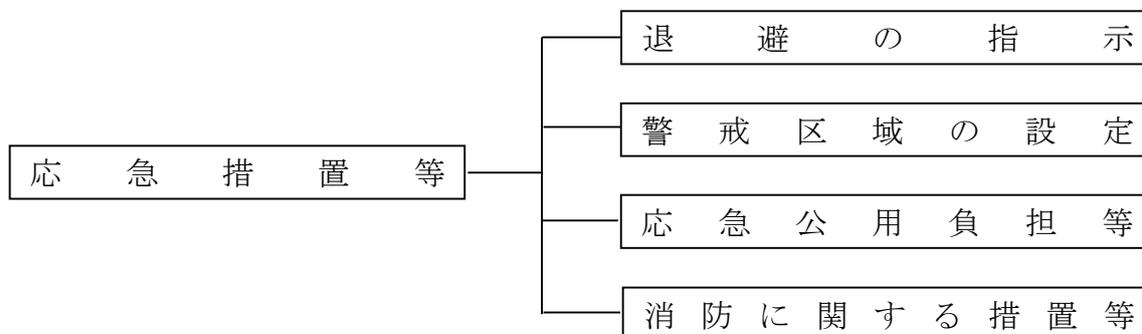
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

【武力攻撃災害の兆候に関する情報の流れ】



第2節 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 退避の指示 (法112関係)

1 退避の指示 (法112①～④関係)

(1) 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※ 退避の指示 (一例)

- ① 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ② 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動す

るよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

2 退避の指示に伴う措置等（法 112③、④、⑥、⑦、⑧関係）

- (1) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- (2) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

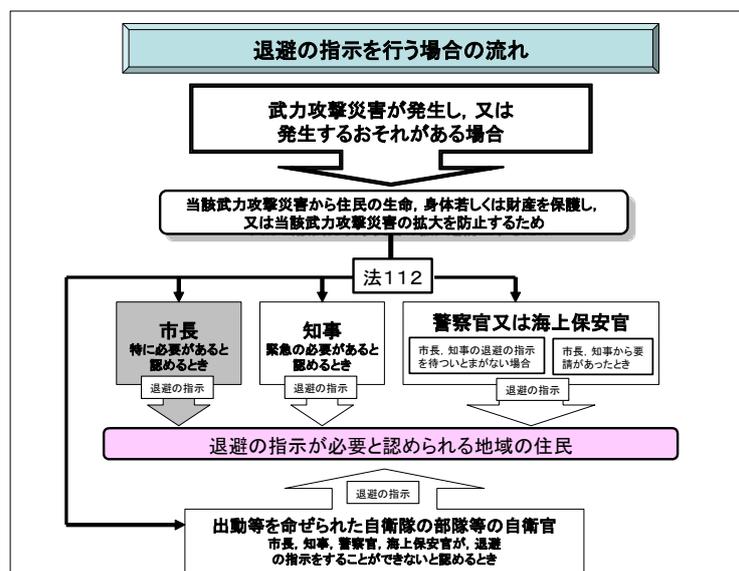
3 安全の確保等（法 22 関係）

- (1) 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び鹿児島海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- (2) 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- (3) 市長は、退避の指示を行う市の職員及び消防団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

【退避の指示を行う場合の流れ】



第2 警戒区域の設定 (法 114①関係)

1 警戒区域の設定 (法 114①関係)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

2 警戒区域の設定に伴う措置等

(1) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(2) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

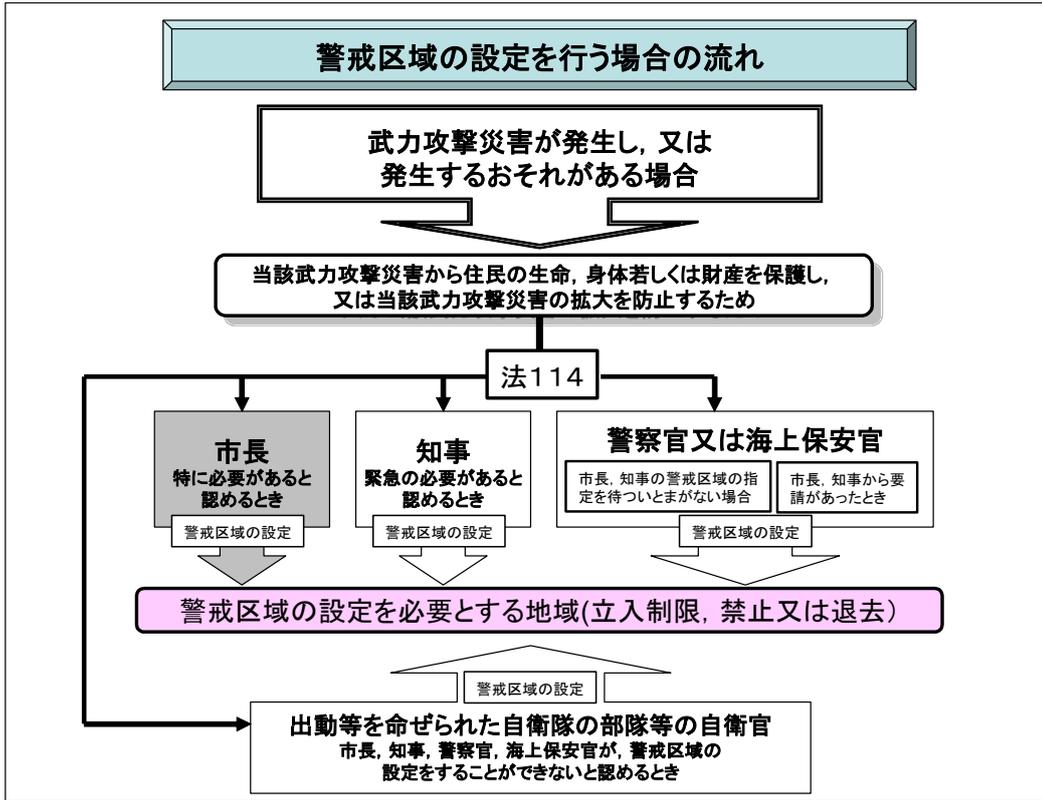
(3) 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、鹿児島海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

(4) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保 (法 22 関係)

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

【警戒区域の設定を行う場合の流れ】

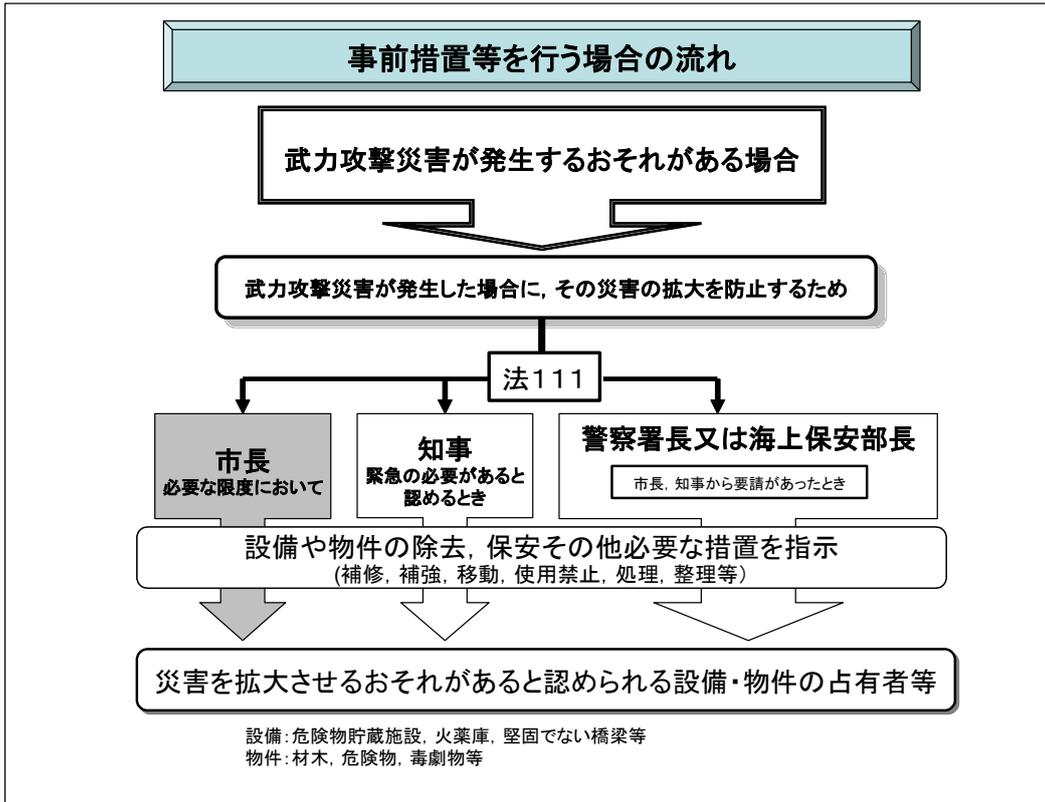


第3 応急公用負担措置等 (法 111、113、令 33 関係)

1 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

【事前措置等を行う場合の流れ】



2 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第4 消防に関する措置等 (法 117、119 関係)

1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防団長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

7 医療機関との連携

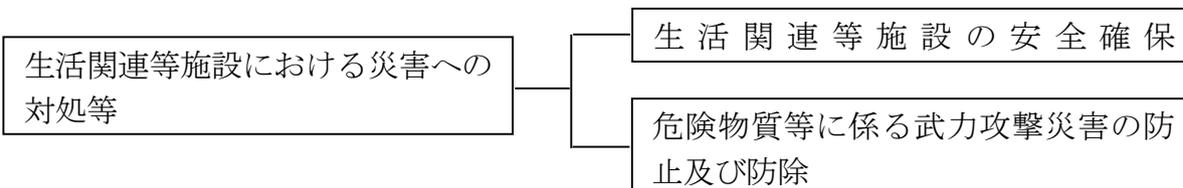
市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

8 安全の確保

- (1) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- (2) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させる。
- (3) 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (5) 市長（水防管理者）、消防局長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。



第1 生活関連等施設の安全確保 (法 102③関係)

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。市長は区域内の生活関連等施設について、当該施設の管理者及び関係機関と連携して安全に関する必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。この場合において市長は安全確保の留意点に基づき所要の処置が講じられているか否かについて確認する。

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様に支援する。

3 市が管理する施設の安全の確保 (法 102③、④関係)

生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、鹿児島海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

第2 危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法 103、令 28、29 関係)

1 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該措置に加えて危険物質等の取扱者に対し、次の(1)から(3)の措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、法103③Ⅰ）
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法103③Ⅱ）
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法103③Ⅲ）

※ 市長が命ずることのできる危険物質等の種類は、消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）であり、消防本部等所在市町の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一つの消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものである。

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施（法114関係）

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施（法107関係）

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ず

る場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携（法 97⑥関係）

市長は、NBC 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC 攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察等の関係機関と連携して、保健所が行う消毒等の措置に協力する。

市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【法 107 で想定している主な汚染原因】

区 分	区分に応ずる汚染源
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウィルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	令28で定める危険物質等

5 市長の権限(法 108、令 31 関係)

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）

4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

6 措置に必要な土地等への立入り（法 107、109、令 32 関係）

- (1) 市長は、5の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせることができる。
- (2) 他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。
- (3) この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。
但し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。

7 要員の安全の確保（法 22 関係）

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県及び県警察等の関係機関からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集（法 126、127 関係）

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、被災市町村、隣接市町及び指定地方公共機関等から次に掲げる情報を収集する。情報収集に当たっては消防機関、県警察、鹿児島海上保安部との連絡を密にする。

- ① 災害発生情報（日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要）
- ② 人的及び物的被害の状況
- ③ 市町対策本部の設置状況等
- ④ 市長に対する要請事項
- ⑤ その他必要な事項

2 県に対する被災情報の報告等（法 127①関係）

(1) 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき武力攻撃災害即報として次に掲げる事項を県及び消防庁に電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

- ① 事故災害種別
- ② 事故等の概要
- ③ 死傷者等
- ④ 救助活動の要否
- ⑤ 要救護者数（見込）
- ⑥ 消防・救急・救助活動状況
- ⑦ 災害対策本部等の設置状況
- ⑧ その他参考事項

(2) 第二報以降は、随時被災情報の収集に努めるとともに、県が指定する時間に報告様式により県に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分

鹿 児 島 県 霧 島 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 霧島市△△町□丁目○番地(北緯 度、東経 度)

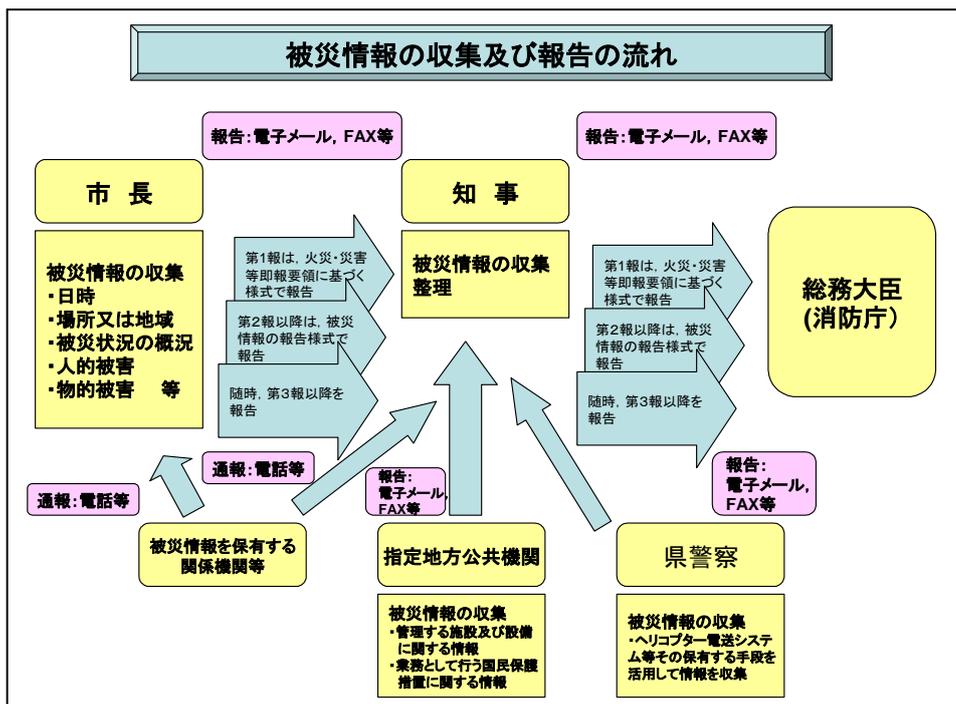
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

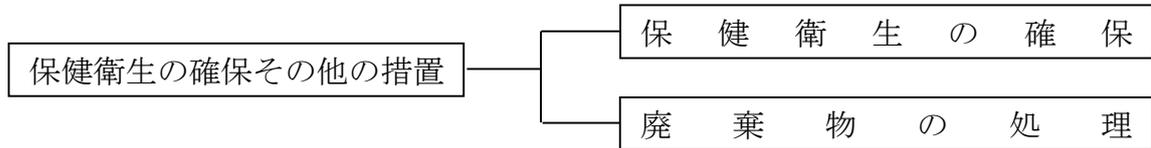
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況



第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県及び始良地区医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の良好な衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施し、飲料水、食品等の衛生確保の措置を講ずる。

3 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

4 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び始良地区医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

5 飲料水衛生確保対策

(1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事

項等について住民に対して情報提供を実施する。

- (2) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する（または不足すると予想される）場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

第2 廃棄物の処理 (法 124 関係)

1 廃棄物処理の特例

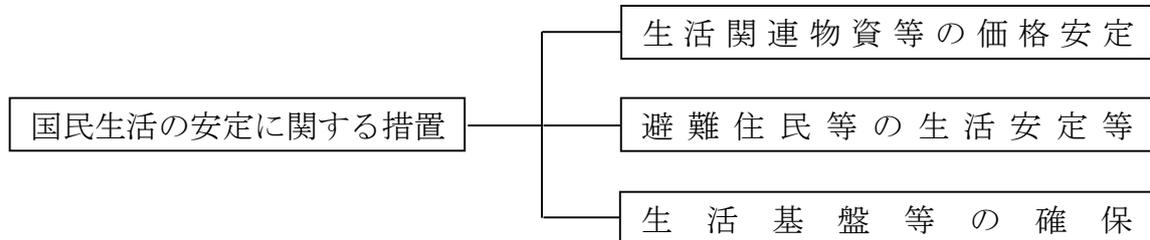
- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、霧島市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）に基づき、廃棄物を処理する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する（または不足すると予想される）場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。



第1 生活関連物資等の価格安定 (法129関係)

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給 (法134②関係)

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾・漁港等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

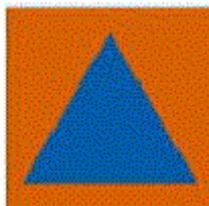
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

 （この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白） 	
身分証明書 文民保護の要員用	
氏名..... 生年月日(又は年齢)..... 識別のための番号がある場合にはその番号.....	
この証明書の所持者は、次の資格において、 「一九四九年八月一二日のジュネーヴ諸条約 及び一九四九年八月一二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。	
発給年月日.....証明書番号.....	
発給当局の署名	
有効期間の満了日.....	

身長.....	眼の色.....	頭髪の色.....
その他の特徴又は情報 武器.....		
所持者の写真		
印象	所持者の署名若しくは 捺印又はその双方	

（身分証明書のひな型）

2 特殊標章等の交付及び管理（法 158③関係）

市長（水防管理者）、消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長（水防管理者）

- ① 市の職員（消防局の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 市長（水防管理者）の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 市長（水防管理者）が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防局長

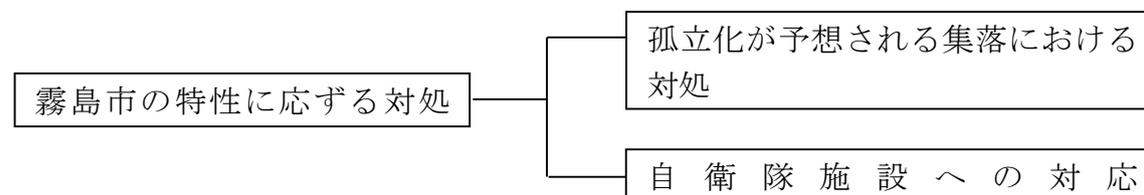
- ① 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 1 2 章 霧島市の特性に応ずる対処

霧島山系の麓に位置する本市は、中山間地を多く抱え、武力攻撃災害時等においては31の孤立化が予想される集落があるとともに、2箇所の自衛隊施設を抱えている。このため、地理的・社会的特性に応ずる国民保護措置に係る必要な事項等について、以下のとおり定める。



第 1 孤立化が予想される集落における対処

1 平素からの備え

(1) 把握しておくべき情報

- ① 孤立化が予想される集落の位置及び接続する道路・交通網
- ② 世帯数、避難行動要支援者、一時的に避難する場所及び経路
- ③ 防災行政無線及びサイレン等の設置状況
- ④ ヘリコプターの着陸適地及び着陸可能機種

(2) 通信設備の整備及び訓練

- ① 防災行政無線及びサイレン等の整備
- ② 警報及び避難指示の伝達訓練
- ③ 地区ごとの避難訓練

2 警報及び避難指示の伝達

市は、警報及び避難指示の伝達に当たっては、現在保有するあらゆる伝達手段（サイレン、防災行政無線、きりしま防災・行政ナビ、霧島市ホームページ、FMきりしま、地区自治公民館・自治会、自主防災組織、消防団等を通じての伝達、広報車等）を活用して、全住民に迅速確実に伝達する。

3 避難実施に当たっての措置

(1) 避難経路の確保

市は、県、隣接する関係市町及び県警察等関係機関と連携して、利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合は、関係機関と協力して速やかに修復する。

なお、状況によっては、海上及び航空機を使用した避難も検討する。

(2) 避難の実施

避難の実施に当たっては、あらかじめ孤立化集落を対象とした避難実施要領のパターンを作成し、次の事項を措置の基準として避難させる。

- ① 地域内での一時避難を必要とする場合の措置
- ② ヘリコプターで避難する場合の避難優先順位等の決定
- ③ 一括運送する場所までの移動手手段の統制及び避難経路の指示
- ④ 地域外への避難までの避難住民に対する支援
- ⑤ 避難行動要支援者についての最大限の配慮

(3) 緊急物資の支援

市は、道路途絶等により長時間避難が遅延する場合は、食料、飲料水等の緊急物資の支援を県に要請するとともに、関係機関と連携し支援する。

第2 自衛隊施設への対応

市は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設が防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、県とともに、避難施設、避難経路及び運送手段の確保について平素から国と密接な連携を図る。

また、武力攻撃事態等において、県、市が住民の避難に関する措置を円滑に実施できるよう、国は必要な調整を行うものとされており、この調整に基づき必要な措置を講ずる。